

令和4年2月4日

第1、2学年保護者の皆様へ

北海道霧多布高等学校長 石谷 正

感染拡大に伴う学級閉鎖措置等の目安について（お知らせ）

晩冬の候 保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動に対しましてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症はオミクロン株の影響によりかつてない勢いで感染が急拡大しており、釧路市内をはじめとして全道的に学級閉鎖や学校閉鎖が相次いでおります。いつ、どこでも感染者が発生してもおかしくない状況は、浜中町内においても同様と考えられます。

一方、保健所は調査対象の重点化を図り、同居家族以外の方を、調査対象外としました。このため、万が一、校内において感染者が発生した場合、教育委員会と連携して対策を講じることとなります。

つきましては、北海道及び北海道教育委員会の通知をもとに、浜中町教育委員会と協議の上、校内で感染者が発生した場合、次のように対応することとします。

保護者の皆様におかれましては、過剰な不安をお持ちになることなく、冷静に対応くださいますようお願い申し上げます。

記

【校内で感染者が発生した場合】

北海道教育委員会からの通知では次のように示されています。

1 学級担任・教科担任、生徒が感染した場合

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認し、陽性者の発症の2日前以降の接触状況に応じて幅広く臨時休業（学級閉鎖等）の実施の有無やその範囲及び期間を決定します。

2 担任以外の職員が感染した場合

北海道は「感染の可能性のある方（状況）の例」として、

- マスク未着用で距離1m以内、15分以上の対面での会話
- 発症者は発症前2日間にさかのぼって、無症状の場合は検査前2日間にさかのぼって接触がある。
- その他、「換気の悪い場所にいた」「大きな声を出した」など

と示しております。校内においては、マスクの常時着用、消毒・換気に努めていることから、「2」の場合は、経過を観察しながら教育活動を継続いたします。

3 お願い

- (1) 発熱の有無にかかわらず、当該生徒及び同居の家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで登校せず自宅で休養することとなっています。なお、当該生徒に風邪や発熱症状がある場合は、必ず医療機関に受診するか電話等で相談をして、登校の目安も含めた指示を伺ってください。また、必ず学校にもご連絡ください。
- (2) 登校後、体調不良等により学校を早退する場合があります。その際には保護者に連絡をして学校まで迎えをお願いしますので、ご協力ください。また、医療機関への受診をお勧めします。
- (3) ご不安をお持ちの場合は、遠慮なく学校にご連絡ください。